

## 第1章 計画の基本事項

### I 計画策定の背景、趣旨

本市では、平成24年（2012年）4月に「伊勢市教育振興基本計画」を、平成29年（2017年）4月に「第2期伊勢市教育振興基本計画」を策定し、「郷土を愛し、夢と意欲を持ち未来を切り拓く人づくり」を基本理念に掲げ、伊勢市の目指す子ども像を「心豊かでたくましい子ども」とし、様々な事業に取り組んできました。

この間、科学技術の進歩や少子高齢化による人口減少など、教育をめぐる情勢は大きく変化し続けています。

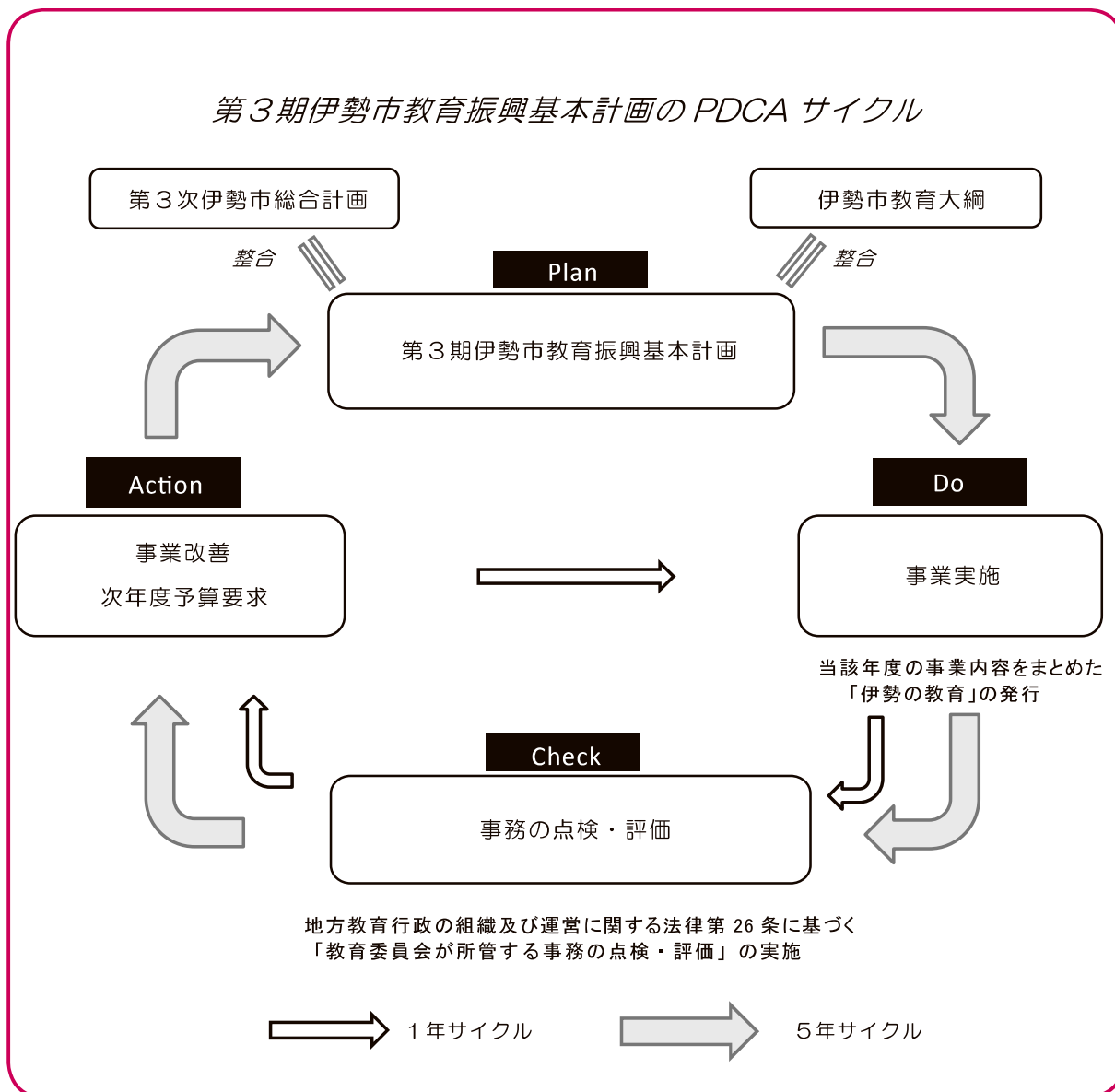
国では、平成30年（2018年）に第3期教育振興基本計画が策定され、超スマート社会（Society 5.0）の実現を見据え、教育を通じた一人ひとりの「可能性」と「チャンス」の最大化とそれを推進するための教育環境の整備についての視点が示されました。

このような状況を踏まえつつ、「第2期伊勢市教育振興基本計画」の計画期間が令和3年度（2021年度）で終了することから「第3期伊勢市教育振興基本計画」を策定しました。この「第3期伊勢市教育振興基本計画」では、これまでの施策の成果と課題を整理し「第2期伊勢市教育振興基本計画」に掲げた目標・施策等を大切にしながら、令和4年度（2022年度）からの5年間に取り組むべき施策の方向性を示し、本市の教育の一層の推進を図ります。

### II 計画の位置づけ

本計画は、「第3次伊勢市総合計画」及び「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第1条の3の規定により、市長が定める「伊勢市教育等の振興に関する施策の大綱」（以下「伊勢市教育大綱」）の基本理念及び基本目標を踏まえ、中長期的な視点から本市教育の目指すべき姿とその実現に向けた施策の方向性を示すもので、学校・家庭・地域が一体となり、社会全体で教育の向上に取り組むための指針となるものです。

また、教育委員会が策定する人権教育基本方針や第3次子ども読書活動推進計画、スポーツ推進計画、小中学校適正規模化・適正配置基本計画等のほか、教育委員会が関係する各種計画等と整合性の取れたものとしします。



### Ⅲ 計画の期間

本計画の期間は、今後10年先を見据えた長期的な視点に立ちながら、令和4年度（2022年度）から令和8年度（2026年度）までの5年間とします。